明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○放送法施行規則の一部を改正する省令（**総務**七五）　一

○公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（**同**七六）　四

〔告　示〕

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**一九六～二〇三）　六

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**二〇四～二〇六）　一三

○東京ヘリポートの飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**国土交通**七九二）　一五

○松本空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**七九三）　一五

〔公　告〕

諸事項

官庁

犯罪被害財産支給手続開始決定関係　一六

裁判所

破産、免責、再生関係　四〇

特殊法人等

令和元事業年度財務諸表（国立研究開発法人土木研究所・国立研究開発法人建築研究所）、土地家屋調査士名簿登録等、企業年金基金解散・清算人就任関係　四〇

地方公共団体

行旅死亡人関係　五六

会社その他

会社決算公告　五六

省令

○総務省令第七十五号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月十二日

総務大臣　高市　早苗